

報道関係者各位

2019年3月6日

三井物産インシュアランス株式会社
ジャパン少額短期保険株式会社

『家族(うち)の弁護士さん』を3月6日から提供開始

～弁護士がその場に駆けつけてもくれる弁護士費用保険～

三井物産インシュアランス株式会社(代表取締役社長:河西 陽一郎、本社:東京都千代田区)と、ジャパン少額短期保険株式会社(代表取締役:杉本 尚士、本社:東京都千代田区)は、弁護士と連絡が取れるヘルプコール付き弁護士費用保険『家族(うち)の弁護士さん』の提供を、2019年3月6日から開始いたします。本商品は、ジャパン少額短期保険株式会社が企画し、三井物産インシュアランス株式会社が少額短期保険代理店として取り扱いします。

このたび提供を開始する『家族(うち)の弁護士さん』は、毎日の通勤通学中の予期せぬトラブル(暴力被害、痴漢被害・冤罪、等)に巻き込まれた際、その場で弁護士と連絡を取って適切なアドバイスをもらえ、かつ必要があれば弁護士が現場に駆け付ける「痴漢冤罪・被害等、弁護士ヘルプコール」が付加されていることが特長で(ヘルプコールの概要は別紙1参照)、交通事故・自転車事故などの被害事故の際の弁護士相談費用などを補償する弁護士保険です。トラブル発生時は、初期段階での対応がその後を大きく左右するため、速やかに弁護士と連絡が取れることは大きな安心感につながります。

なお、月額500円の保険料はクレジットカードでお支払いいただけ、お申込み専用ウェブサイトで簡単に完結できます。予期せぬトラブルが最悪の事態に発展することを避けるための“お守り保険”として気軽にご加入いただけます。

今後も、日常生活での思いがけないトラブルへの不安を取り除き、多くのお客様の安心をサポートするため、サービス拡充に努めてまいります。

1. 商品概要

商品名称	『家族(うち)の弁護士さん』
弁護士対応サービス (無料)	1. 痴漢冤罪・被害等、弁護士ヘルプコール(保険期間中 1 回) 暴力被害、痴漢被害・冤罪、等 ※詳細は別紙 1 参照 2. 弁護士無料相談サービス(保険期間中 3 回) 上記 1.のようなトラブルに加え、様々なお困りごとを弁護士にメールで無料相談いただけます。
補償内容・保険金額 (詳細は別紙 2 参照)	1. 自分が被害者になったときの弁護士費用を補償 (例:交通事故でケガをした、暴力被害に遭った、わいせつ被害に遭った、痴漢と間違われた等の偶然な被害事故) ・ 弁護士費用等保険金:最高 300 万円 ・ 法律相談費用保険金:最高 10 万円 2. 自分が加害者になったときの賠償責任を補償 (例:自転車に乗り他人にケガを負わせたり、他人の車に傷をつけた等の偶然な加害事故) ・ 個人賠償責任保険金:最高 10 万円
保険期間	1年間
保険料・支払方法	月払 500 円 / 年払 5,450 円 ※月払はクレジットカード払いのみ利用可能です。
申込手続	スマートフォン等から専用ウェブサイトでお申し込みいただけます。 (https://www.japan-insurance.co.jp/lawyer/ 025256000/26)

2. 会社概要

会社名 :三井物産インシュアランス株式会社
代表者 :代表取締役社長 河西 陽一郎
本店所在地 :東京都千代田区神田須田町1-1 神田須田町スクエアビル11F
事業内容 :損害保険、生命保険 代理業務
資本金 : 1億円
株主 :三井物産株式会社
URL : <https://www.insurance.ne.jp/>

会社名 :ジャパン少額短期保険株式会社
代表者 :代表取締役 杉本 尚士
本店所在地 :東京都千代田区大手町2丁目1番1号 大手町野村ビル7F
事業内容 :少額短期保険業
資本金 : 7億円
株主 :ジャパンベストレスキューシステム株式会社
URL : <http://www.japan-insurance.jp>

以上

【お問い合わせ先】

本プレスリリースに関するお問い合わせ

三井物産インシュアランス株式会社 個人・職域営業部 03-5297-6236
ジャパン少額短期保険株式会社 事業推進部 03-3510-7093

補償内容に関するお問い合わせ

ジャパン少額短期保険株式会社 事業推進部 03-3510-7093

【別紙1】痴漢冤罪・被害、弁護士ヘルプコール(概要)

<サービス対象者>

「家族(うち)の弁護士さん」ご契約者向けのサービスです。保険申込完了後、契約者様は携帯電話・スマートフォンに「ヘルプコール」利用画面を Bookmark 登録することで簡単に当サービスをご利用いただけます。

<対象トラブルの具体例>

暴力被害に遭った、口論になった、酔っ払いに絡まれた、ひったくりに遭った、痴漢被害、痴漢冤罪、盗撮被害、盗撮冤罪

<トラブル発生時の流れ>

- ① お客様が携帯電話・スマートフォンで「痴漢冤罪・被害ヘルプコール」の利用ボタンを押します。
※ 事故現場からのみヘルプコールを利用可能(ご利用可能時間は平日 7~10 時と 17~24 時。)
- ② 上記①で利用ボタンが押されると、提携弁護士の携帯電話スマートフォンに一斉にメールが送信されますので、今すぐ対応可能な弁護士は対応ボタンを押します。
- ③ 上記②で対応ボタンが押されると、お客様の携帯・スマホへメールが届きますので、お客様から弁護士へ電話をします。電話が繋がりましたら、弁護士は弁護活動を行います。

<弁護士への経済的対価の負担>

事件発生後 48 時間に発生した弁護士の相談料、接見費用(交通費などを含む。)は、全額ジャパン少額短期保険株式会社が負担します。(被疑者段階の弁護活動にかかる着手金は除きます。)

更に、痴漢冤罪事件、痴漢被害事件、暴力被害事件は、弁護士費用等保険金(最高 300 万円)、法律相談費用保険金(最高 10 万円)の補償対象ですので、時間の制限がなくなり、お客様が弁護士費用等を負担したことによって被った損害に対して保険金をお支払いします。

(但し、痴漢冤罪事件において、お客様が犯罪行為を行っていたことが判明した場合は、ジャパン少額短期保険株式会社からお客様へ全額返還請求します。)

【別紙2】補償内容

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
弁護士費用等保険金	<p>日本国内における偶然な事故によって被害が発生した場合において、被保険者またはその法定相続人がその被害に関する損害賠償請求を弁護士に委任し、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合</p> <p>また、被保険者が痴漢冤罪事件に巻き込まれ、冤罪を晴らすための弁護活動を弁護士に委任し、弁護士費用等を負担した場合</p>	<p>左記の損害の額とします。</p> <p>ただし、1 事故につき被保険者 1 名ごとに 300 万円を限度とします。</p>
法律相談費用保険金	<p>事故によって被害が発生した場合において、被保険者またはその法定相続人がその被害について法律相談を行い、法律相談費用を負担したことによって損害を被った場合</p>	<p>左記の損害の額とします。</p> <p>ただし、1 事故につき被保険者 1 名ごとに 10 万円を限度とします。</p>
個人賠償責任保険金	<p>日本国内において、被保険者が、次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 	<p>左記の損害の額とします。</p> <p>ただし、1 回の事故につき 10 万円を限度とします。</p>

※1事故には、痴漢冤罪・痴漢被害を含みます。

※2被害とは被保険者が被った身体の傷害、住宅または被保険者の日常生活用動産(家具や衣服など日常生活に必要な動産のことをいい、動植物は対象外です。)の損壊、もしくは被保険者が被った痴漢行為をいいます。